

京都市訓令甲第 4 号  
区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 24 年 9 月 27 日

京都市長 門 川 大 作

別表福祉介護課長の項第 1 号及び京北出張所長の項第 2 4 号中「並びに過誤納金の還付及びこれに伴う支出決定」を削る。

附 則

この訓令は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部人事課)